

社会福祉法人育栄会 評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育栄会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長及び監事には、理事会並びに評議員会に出席する以外の実働に対し、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って支給することができる。

(報酬の支給基準)

第4条 社会福祉法人育栄会定款第22条第2項に規定する理事長及び監事に対する報酬額は別表に定めるところによる。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月13日から施行する。

附則

この規程は令和7年12月12日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	報酬額
理事長	年額 240,000 円以内
監事	年額 50,000 円以内